



はじめての厚労省交渉 役人は現場の実態と怒りを知れ

大もとの責任は 法と厚労省にあり

昨年から、友好労組と共に、労働運動の再生をめざして介護労働者と事業者の組織化、運動づくりを模索し、「安心できる介護を！懇談会」を立ち上げてきました。

高齢者・障がい者に対する介護の問題を根本で規定しているのは法制度です（「介護保険法」と「障がい者総合支援法」）。

その行政的責任を負っているのが厚労省と地方自治体。

介護労働者の賃金が低いのも、人手不足・過酷な労働環境も、介護保険料が高くて利用しにくいのも、虐待や介護心中が後を絶たないのも大もとの原因はここにあります。

「超高齢化社会への対応」「財源問題」を口実に、ドンドン「公的介護切捨て」が進められ、他方で「成長戦略」として「金儲けのための介護・医療」

が推進されています。

特に四月施行の改悪介護保険法と介護報酬大幅切り下げは介護現場を「存立危機」事態に突き落としています。

一つでも具体的な 成果をかちとる

こうした中で、八月四日参議院会館会議室で厚労省交渉が行われました。ちなみに労働運動的に言えば「使用者概念拡大」の闘いです。

大きな要求は、「改悪

介護保険法（※4大改悪）を元に戻せ！」「介護報酬の大幅切下げ撤回」

「障がいの認定方法の根本の見直し―身体機能ではなく、障害者自身の必要性に応じた認定方式にすべき」「介護労働者の最低賃金制度をつくれ」など、今の法制度を根本的に改めろという内容。一朝一夕では実現できないので、運用上のさやかな改善も列挙しました。また人手不足、過酷な労働

働により多くの女性労働

者を襲う切迫流産、同僚

が妊娠しても喜べない

という悲しく深刻な現実な

どを告発し改善を求め

要求も出され、要求はあ

わせて三〇数項目に。こ

れを事前に厚労省に提出

してきました。

交渉の獲得目標は「今

後につながらる具体的成果

を、小さくてもいいから

一つでも勝ちとること」

を確認。

交渉の焦点

交渉の中ではポイント
を以下に絞りました。

① 障がい者が六十五才に

なった時点で市町村か

ら介護保険への移行を

強制されることで、同

じ介護を受けられなく

なる現実がある問題

② 事業所閉鎖や賃金引下

※介護保険法4大改悪

① 要支援者（「軽い」とみなされた利用者）に対する介護を、市町村に丸投げし、ボランティアによる安上がり介護へと移していく（3年以内）

② 所得に応じて利用負担増を2割に値上げ

③ 特別養護老人ホームへの入所条件を原則、要介護3以上に制限

④ 低所得でも資産があれば、施設の居住費・食費を補助しない。

障がい者の「六十五才問題」では成果

結論的には、①で重要な確認をとりました。

「障がい者自身の意向も

含めて、各人の状況に

応じたサービスマスが必要。市

町村に周知徹底していく」

という内容です。即ち、

自治体が六十五才以上の

障がい者に画一的に介護

保険適用を強制し、実質

的に介護を奪っていくこ

とは厚労省の考え方とは

異なり、あってはならな

いことだという表明です。

全国の障がい者や家族・

介護者がこれをテコに、

市町村との関係で介護権

をしっかりと確保してい

げ、介護の質の低下や虐待に拍車をかける介護報酬の大幅引き下げ（四月から）

③ 介護保険法改悪により、八月から、低所得でも「資産」があれば施設の居住費・食費の補助を打ち切るとされ、厚労省が市町村に対し「利用者に貯金通帳のコピーを提出させること」と指導している問題（利用者や介護現場が大混乱している実態が新聞で報道された）。ちなみに明石市は独自に「コピー提出を求めず誓約書で済ませる」方針を採用している。

て欲しいと思います。

②については、介護者も利用者がどんなに困難な状況に置かれているかという実態を、参加者が怒りをこめて口々に訴えました。今後、この何十倍、何百倍も実態、実情を突きつけていく必要があります。

③では、「明石市の方式を厚労省として公に認め、全国の運用基準にせよ」と迫りたかったので、市町村が、認知症などでコピー提出困難と認めた場合はそのまま補助を継続」という確認で終わってしまいました。

役人が二十四人も

若い顔が多いが…

今回の交渉は全労協の仲間が社民党の福島みずほ議員を通して厚労省との事前の段取りをして下さって実現したものです。ちょうど参議院特別委員会は「戦争法案」審議の真っただ中。福島議員は連日奮闘されており、代わって秘書の方が同席してくれました。

関西からは全労協・ケアワーカーズユニオン、関西生コン支部、港合同南労会支部の六人が、東京は介護労働者関係の労働組合やグループから十八人が参加、毎日新聞記

者一人が取材しました。

厚労省側からは各要求に対応して、関係部局から二十四人が出席。内心、「ベテラン議員を通すとこれだけの数が揃つかあ」と感心したり、「これが『細切れ行政』『縦割り行政』の姿なんだ」と呆れたりしていました。出席者名簿によると多くが係長クラス、課長補佐は二人だけ、さらに実際の出席者は相当数が代理です。

交渉団は直前に一時間打ち合せ、交渉は約束の一時間を四十五分オーバーしましたが、それでも十分な時間ではありません。

相手の自己紹介で五分、

回答を各担当者が棒読みするの四十五分、その内容は木で鼻をくくったようなものばかり。その上、交渉団に渡すべく持参した回答書を取り出して配布したのは回答後というお粗末な対応もあり時間を無駄にしました。

一万二千元賃上げ 処遇改善加算のウソ

回答の中では、介護報酬の改定で「ひとり一万二千元の賃金アップとなる処遇改善加算を新設」、その他の加算も新設または強化したと、成果が強調されています。

しかし基本報酬を平均四・七%も切り下げ、高い加算を取る為には高いハードルがあり、それが取れた場合でも平均二・二七%切下げというのが今回の改定。こんな中で、中小零細の事業所が万という賃上げをできるのか！

処遇改善加算について、あたかも介護労働者の賃金が自動的に一万二千元上がるかの様に振りまいていることは欺瞞です。ちなみに介護労働者の賃金は全業種の平均と比較して月額一〇万円も低い。一万二千元でもささやか過ぎるのに、それさえ「絵に描いた餅」なのです。欺瞞を徹底的に追及

「将来、あなた達自身に返ってくる！」

し、公費投入で賃上げを実際に保障させていくことが必要です。

そもそも介護の現場を全く知らず、知ろうともしせず、「介護サービス削減」という政府の要請にひたすら沿う様に、机上で言葉遊びと数字いじりをやってきた、回答内容はそんな姿を浮き彫りにしました。

まるで他人事のような役人の態度に、Sさんは「現場は虐待状況です。私はあなた方の先輩である旧厚生省の官僚や職員

だった方をお世話しています。皆さんがつくった制度が皆さんのご親族、そして皆さん自身に返っていくことを念頭に置き、真摯なお仕事をされることを切に願っております」と突きつけました。この発言には、皆の表情に緊張が走りました。

厚労省交渉を継続し 大阪市交渉へ！

当面は、書面でのやり取りという形で厚労省交渉を継続しながら、直接関与する大阪市との交渉も開始していく予定です。特に「要支援」へのサービスカット問題は重大で

す。要求を煮詰め、もっと多くの介護労働者、事業者の皆さんに隊列に加わって頂けるよう運動を進めていくことが課題です。皆さんのご協力をよろしく願います。

